

# 「学校いじめ防止基本方針」

帯広市立帯広第五中学校

令和5年4月

## いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

## 1 いじめ防止等の対策に関する基本的な方針

### 【基本理念】「いじめはいかなる理由があっても絶対に許されない」

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が 安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことが出来るよう学校の内外を問わず、いじめ が行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置する事がないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

## 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

〈構成員〉校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、こころの教育相談員、スクールカウンセラー

〈活動〉①いじめの未然防止に関すること ②早期発見・早期解決に関すること ③対応に関すること

- ・取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の対応 等

〈開催〉○職員会議・生徒指導委員会を定例会とする（情報共有や研修、共通行動について協議）

○いじめ事案発生時は緊急開催する

## 3 いじめの防止等に関する措置

### (1)いじめの防止

○生徒と生徒・生徒と教職員・生徒と保護者、地域の人間的ふれあいを基本

- |       |   |
|-------|---|
| ①学級   | ・自己有用感が得られる学級づくり 等  |
| ②授業時間 | ・「五中の学習目標」の定着<br>・授業づくり(わかる授業・全ての生徒が参加・活躍できる授業)<br>・校内研修と結びついたコミュニケーション能力の向上<br>・道徳の時間・学級活動の時間での指導<br>・教師に不適切な指導が無いように細心の注意 等 |

- |            |   |
|------------|---|
| ③学校行事      | ・体育祭、文化祭 等  |
| ④生徒会活動     | ・あいさつ運動(登校挨拶)等、生徒の主体的活動                                     |
| ⑤地域との交流    | ・花壇作り・地域清掃 公園整備 等   |
| ⑥落ち着いた学校風土 | ・つく指導<br>・望ましい言語環境の整備 等                                     |
| ⑦保護者、地域の協力 | ・懇談会、学校だより、学級だより等による啓発<br>・インターネット等情報モラルの啓発 等<br>・ホームページの充実 |

#### (2)いじめの早期発見

- |                     |                                    |
|---------------------|------------------------------------|
| ①いじめの調査等            | ・いじめアンケート等の実施、組織的な分析、迅速な対応、保護者との連携 |
| ②教職員による生徒観察         | ・日常の変化・サインの気づき、情報の共有、速やかな対応、記録の収集  |
| ③保護者・地域による生徒観察      | ・日常的な信頼関係の構築<br>・生活に変化はないか         |
| ④相談電話・相談窓口等の周知      | ・カード類の配付<br>・ホームページへの掲載や一人一台端末の活用  |
| ⑤スクールカウンセラー・相談員との連携 |                                    |

#### (3)いじめに対する措置

- ①いじめの事実があると思われるときは、速やかにいじめ防止対策委員会に報告する。
- ②いじめに係わる相談を受けた場合は、速やかにいじめの有無を確認する。
- ③いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ④必要な場合は、いじめを行った生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた生徒などが安心して教育を受けられるようにする。
- ⑤いじめの事案に係る情報を、いじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者と共有するための措置を行う。
- ⑥いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

### **4 重大事案への対処(国が示したフローチャートに従う)**

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合は、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を帯広市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果は、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

### **5 学校基本方針に関するPDCAサイクル**

- |     |   |
|-----|---|
| 4月  | ・全教職員による「学校いじめ防止基本方針」の見直し、生徒・保護者・地域への周知 |
| 7月  | ・取組評価意見交換(CS協議会等)                       |
| 8月  | ・改善点の確認                                 |
| 12月 | ・取組評価アンケート(CS協議会等)                      |
| 1月  | ・改善点の確認                                 |
| 2月  | ・活動の評価と次年度の計画                           |